

H26 東京都教育庁に対する要望書への回答説明会記録

日時：平成26年12月16日(火) 13:30～14:30

場所：東京都庁第一本庁舎 23階 23A会議室

＜教育庁 出席者＞

総務部 教育情報課 2名

＜東京LD親の会連絡会 出席者＞

けやき 5名

にんじん村 4名

1. 教職員の質の向上

(1) 発達障害やLDの概要を理解する教職員は以前に比べると増加してきました。しかしいまだに、①「本人の努力不足が原因」と捉えている先生、②「頑張ればできる」という根性論で児童に接しフォローなしの先生、③発達障害やLDの概念は知っているけれど、それを実際の指導に活かす事ができない先生、等により苦しめられている児童・生徒は少なくありません。そこで、従来の発達障害やLDの概要等の研修は引き続き全教職員に継続し、それを実際の日々の指導に活かす事ができるような具体的で実践的な内容のスキルアップ研修を全教職員に実施してください。

回答：(教職員研修センター)

現在、特別支援学校、特別支援学級のみならず、通常の学級を担任する教員を対象として、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導および必要な支援を行うという特別支援教育の理念について、理解を深める研修を実施しております。さらに障害種別に応じて学習指導・支援の充実に向けて、受講者自身が模擬授業等の演習や協議を通して授業改善を図るとともに、所属校で研修成果を還元できる様、研修の内容を工夫しています。今後とも教職員が発達障害等のある児童・生徒に対し、きめ細かな指導ができる様、研修内容等の充実を図っていきます。

(2) 教育実習では現在の普通学級での実習に加え、通級指導学級(以降、通級と略)での実習を必ず実施する様にしてください。普通学級だけの実習では、普通学級で苦戦している児童・生徒の実態や気持ちを理解する事はできません。教職に就く前に発達障害やLDの児童・生徒の現状を実際に体験する事は、大変に重要と思います。

回答：(人事部 選考課)

教育実習は大学の教職課程の一環であり、大学の教職課程を認定するのは文部科学省です。都教育委員会は、大学の教育実習の場の確保に努めています。なお、個人の尊厳や社会連帯の理念に関する認識を深めるために、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行う介護等体験を小学校教諭免許状又は中学校教諭免許状取得に際し必須とすることが法律で定められています。

(3) 教師は忙し過ぎます。(先日のOECD中学校調査でも、「日本の先生 一番忙しい 部活動や関係ない事務仕事に追われ・・・」、と発表がありました。) そのため、クラスの一人一人に向き合う時間がどんどん減少します。これでは、クラスの片隅で苦しんでいる児童・生徒がいても、気が付かなかったり適切に対処する時間が取れなかつたりします。そこで、教師の雑務を軽減する様な仕組みを開発し、施行してください。

回答：(人事部 職員課)

業務量軽減については、H23年9月、校務改善の取組の一環として、「小・中学校の負担軽減のための調査、通知、配布物の縮減・改善指針」を策定し、取組んでいるところです。またH24年3月に策定した「小中学校 校務改善推進プラン」に基づいて、業務改善の推進や優れた改善事例の周知等に取組んでいます。今後とも区市町村教育委員会と連携しながら、一層の効果を上げるように努めていきます。

(4) クラスの人数を減らして、教師がクラスの一人一人と向き合える環境を整えてください。

回答:(地域教育支援部 義務教育課)

義務教育における学級については、教育の機会均等や義務教育水準の維持の観点から、国の責任が大きいため、今後の展開については国の動向を注視していく必要があると考えています。

回答:(都立学校教育部 高等学校教育課)

東京都教育委員会は、学級は社会的集団と捉え、児童・生徒が社会性を養うための教育効果の観点から一定の規模が必要と考えています。高等学校の学級編成に対する国の基準は、「公立高等学校の適正配置および教職員定数の標準等に関する法律」で全日制および定時制とも40人で推移しているところです。東京都においては全日制はH5年度から40人を標準としていますが、H12年度から「都立高校改革推進計画」に基づき、職業に関する学科における実験・実習の安全確保や指導の充実を図るため、職業学科のホームルーム定員は35人として順次実施してきたところです。また定時制については、S48年度から東京都単独で30人学級としています。

2. 特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー

(1) 特別支援教育コーディネーターの質と活用状況は、学校間のばらつきがとても大きいのが現状です。新学年の学校便りの教職員紹介で、特別支援教育コーディネーターを紹介しない学校すらあります。本当は専任の特別支援教育コーディネーターを配置していただきたいのですが(以前、無理との回答)、兼務で担当する教師がかなりの割合を特別支援教育コーディネーター業務に専念できるような仕組みを開発し、施行してください。

回答:(人事部 人事計画課)

小中学校における特別支援教育コーディネーターについては、国も専任として位置付けておらず、都の教職員定数や財政を取り巻く厳しい状況から教職員等の配置は困難です。

(2) 特別支援教育コーディネーターのスキルアップを図る研修を、全ての関係者に実施してください。

回答:(教職員研修センター)

東京都教職員研修センターでは、発達に課題のある生徒やその保護者のニーズに応じ、関係者間の調整を図りながら具体的な支援策を実行できるよう、コーディネーターの能力のスキルアップを図るための研修を実施しています。今後も計画的に、コーディネーターの能力を向上できるよう研修を継続していきます。

(3) スクールカウンセラーは、担任の教師と連携が取れるなど、上手に活用すればとても有効な存在です。そこで、我が子の事で悩んで困っている親に、スクールカウンセラーを利用するという発想を持たせるような仕組みを開発して施行してください。スクールカウンセラーは敷居が高くて……と躊躇する保護者もあり、スクールカウンセラー自体を知らない保護者もいます。

回答:(指導部 指導企画課)

東京都が配置しているスクールカウンセラーへの保護者からの相談については、全ての学校において電話等によって保護者が直接申し込むことができる体制を整えるとともに、保護者会や学校便り等を通じて保護者への紹介・周知を行っています。

(4) スクールカウンセラーはいじめ等への対応で忙しいそうですが、いじめの原因に発達障害やLDが絡んでいるケースが多くあります。発達障害やLDに関する研修会等を実施するなどして、スクールカウンセラーに情報を提供してください。発達障害やLDに関する情報が本当に少なく、とこぼしているスクールカウンセラーの方もいました。

回答:(指導部 指導企画課)

都のスクールカウンセラーは、発達障害も含めて児童・生徒の臨床心理に高度に専門的な知識と経験を持つ心理の専門家を採用しています。また都のスクールカウンセラーに対しては毎年1回、全てのスクールカウンセラーを対象とした連絡会を開催し、児童・生徒の健全育成上の課題や対応上の留意事項について情報提供・協議を実施しています。

3. 東京都 第三次特別支援教育推進計画について

- (1) 特別支援教育推進計画 第三次実施計画(以降、第三次計画と略)のモデル事業の、現時点での成果を具体的にお聞かせください。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

現在、目黒区、北区、狛江市、羽村市の4区市でモデル事業を実施しています。主な成果としては、在籍校へ巡回指導を行う事で在籍学級での状況把握や学級担任との連携が深まり、指導内容が充実した事があげられます。都教育委員会は今後、モデル事業の成果を他の区市町村に紹介していきます。

- (2) 東京都における通級の指導は多大な効果があります。通級は存続するのか不安視する声も聞かれますが、今後の通級の指導と特別支援教室における指導との関係と展望を、昨年度よりもより具体的に詰められた点も含めて、具体的にお聞かせください。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

特別支援教室は、これまで通級指導学級設置校で受けられていた指導を、児童が在籍する全ての小学校で受けられる様にするものです。在籍学級担任と協力し作成した個別指導計画に基づき、個別指導や小集団指導を行う事により、教員間の連携も深まるため、指導内容を在籍学級での指導に活かす事ができると考えています。

- (3) 「通級」という言葉は残るのでしょうか？ H26年7月9日の「資料8」「公立小学校における特別支援教室の導入に向けて」において、「必要であれば児童が集まり、小集団を活用して指導」とあります。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

在籍学校の中で在籍学級の指導とは別の特別の指導を受ける事から、特別指導教室での巡回指導も通級による指導の一形態にあたります。また教育上の必要性に応じて、他校に通い指導を受ける事もあると想定しています。

- (4) 中学校・高等学校での第三次計画の導入について、具体的にお聞かせください。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

中学校における特別支援教室の導入は情緒障害等通級指導学級の現状および課題の把握を十分に行った上で導入計画を検討していきます。なお「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」では、高等学校の特別支援教室には言及しておりません。

- (5) 通級には定員がありましたが、特別支援教室では対象となる児童・生徒は全員利用する事ができる様にしてください。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

これまで必要がありながらも通級による指導を受けられなかった児童が、指導を受けられるようにする事を特別支援教室を導入する目的の一つとしております。

- (6) 特別支援教室を利用する際に地域格差が生じない様、区市町村を指導してください。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

各区市町村教育委員会が H28 年度から特別支援教室の導入を開始し、対象とする児童が必要な支援を受ける事ができる様に、今後も積極的に指導・助言を行っていきます。

- (7) 言語障害学級、弱視学級、難聴学級は、第三次計画では今後どうなりますか？

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

言語障害学級、弱視学級、難聴学級については、現行体制を変更する計画はありません。

- (8) 平成 26 年度以降の特別支援教育等、東京都の教育ビジョンの展望をお聞かせください。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

特別支援教室については、H28 年度から各区市町村の計画に基づき、小学校での特別支援教室の導入を順次行っていきます。これに伴い、これまでの情緒障害等通級指導学級の設置は行いま

せんが、児童一人一人の障害の状態等により、小集団指導等の必要な指導を実施できる様に機能を維持します。また発達障害については、現在公立小中学校・高等学校に在籍する発達障害の児童・生徒に必要な教育的支援を行うための施策を検討していきます。

4. 就学相談

- (1) 就学相談で作られる就学支援ファイルによってどの様に就学先が決められるのか、その基準を具体的に教えてください。また区市町村によって地域格差が生じない様、ご指導ください。

回答:(指導部 特別支援教育指導課)

就学支援ファイルは就学相談の過程における保護者の方や教育・医学・心理学の専門家からの意見等を整理して作成されます。区市町村教育委員会は就学支援ファイルを活用して学校教育法施行令の改正の趣旨を踏まえ、障害の状態だけでなく教育上必要な支援の内容、保護者や専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定します。なお最終的に区市町村教育委員会が就学先を決定する際には、保護者との合意形成を図る事を今後も大切にする事を区市町村教育委員会に周知します。

5. 高等学校の支援

- (1) 都立高校入試の際に「特例申請」を受けられる「実績」について、今までにどのような内容を認めてきたのか、具体的にお知らせください。

回答:(都立学校教育部 高等学校教育課)

都立高等学校入学者選抜における特別措置については、障害により通常の検査方法では受験が困難な者について、検査問題の程度を変えない範囲で検査方法・検査時間・検査会場について適切な措置を講じています。これまで行った措置は、別室受験、時間の延長、問題用紙・解答用紙の拡大、リスニングテストにおける配慮等です。

- (2) 社会に出るための移行支援、キャリア教育が高校では特に重要です。これらのプログラムはすべての都立高等学校で授業等にどの様に組み入れられているのかを、具体的にお聞かせください。

回答:(指導部 高等学校教育指導課)

全ての都立高校においてキャリア教育の全体計画を作成し、教科・総合的な学習の時間・特別活動との関連を図りながら、学校の教育活動全体を通じて系統的にキャリア教育を行っています。またキャリア教育では専門的知識や経験を持つ社会人や職業人から直接学ぶ事が重要である事から、全ての都立高校で企業やNPOとの連携を図っています。

6. 金融・消費者教育

- (1) LD等発達障害者には、社会に出てから金銭管理で躓く事が多く見られています。小学校から高等学校まで、年齢に応じた金融教育・消費者教育を実施してください。

回答:(指導部 義務教育指導課)

小中学校における消費者教育や金融教育は、小学校では「社会科」「家庭科」、中学校では「社会科」の「公民的分野」で学習しています。その際LD等発達障害のある児童・生徒に対しては、その障害特性や金銭管理上の課題を踏まえて指導内容・方法を工夫する様、区市町村教育委員会に周知していきます。

回答:(指導部 高等学校教育指導課)

学校における消費者教育や金融教育は、「家庭」の必修科目、公民科の「現代社会」、「政治・経済」などの教科の学習のほか、学校行事の一環として取上げられていて、東京都消費生活総合センターや金融広報中央委員会との連携を図り、学校や地域において消費者教育や金融教育を推進する機会を拡充していきます。

7. 支援ツールの使用

(1) 授業に支援ツールや技法を積極的に取り入れてください。支援ツールの使用は障害のある児童・生徒だけでなく、一般の児童・生徒にも有効です。

【例】NHK デジタル教材、国立特別支援教育研究所データベース、NPO 法人全国LD親の会のサポートツール・データベース等の活用

回答:(指導部 特別支援教育指導課)

東京都教育委員会では、特別支援学校の教育内容・方法の充実を目的としたモデル事業を実施しています。本事業において、読み書きに障害がある児童・生徒に対する指導内容・方法について開発しています。今後は実践報告会を実施したり、指導資料を都内全ての小中学校に配布する等、区市町村教育委員会と連携して研究成果の普及に努めます。また区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事を対象とした連絡協議会を通して、様々な支援ツールや学習コンテンツの紹介を行っていきます。

(2) 特別支援学級や通級で独自に開発された指導法やツールで、通常学級の授業の中で使えるものを、情報交換して取り入れてください。実践の実例があれば、具体的に成果をお聞かせください。

回答:(指導部 特別支援教育指導課)

東京都教育委員会では特別支援学級の教育内容・方法の充実を目的としたモデル事業を実施しています。本事業において、読み書きに障害がある児童・生徒に対する指導内容・方法等を開発し、指導資料「小・中学校における特別支援教育の推進のために(H26年3月)」を作成し、都内全ての小中学校に配布するとともに、都教育委員会のホームページに掲載しました。今後も研究成果に基づいて、教員が活用しやすい指導事例を、実践報告会等を通して成果の普及に努めます。

(3) 電子黒板、タブレット、電子教科書、読み上げソフトなどを、小中高等学校でニーズに合わせて自由に(オープンに)使用できる様に働きかけてください。平成23年(2011年)4月の国の『教育の情報化ビジョン』にも、平成32年(2020年)までにデジタル教科書・教材の活用、教室への電子黒板の整備、1人1台の情報端末の整備を実施すべき、と明確に書かれています。

回答:(指導部 特別支援教育指導課)

特別な支援を必要とする児童・生徒にとって、障害の状態や特性等に応じてICT機器を活用し各教科や自立活動等の指導の充実を図る事は重要と考えています。特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの障害の程度等に応じてICT機器を効果的に利用して教育効果を高める事ができる様、区市町村教育委員会や各学校への指導・助言に努めていきます。

質疑応答 Q&A

特別支援教育推進計画 第三次実施計画 について

Q1: 3の(3)で「他校に通って指導を受ける事もあると想定しています」とありましたが、「通級」という言葉は残るのですか？ また、3の(2)で「特別支援教室は、これまで通級指導学級設置校で受けられていた指導を児童が在籍する全ての小学校で受けられるようにするものです」とありましたが、各学校に通級指導学級ができるのですか？

A: (都立学校教育部 特別支援教育課)

特別支援教室は、巡回指導教員が各小学校を巡回して指導を行うものであり、これまでの通級指導学級制度をなくし、すべての小学校に特別支援教室を新たに設置するものです。また、指導上の必要により、他校で指導を受けることは可能であり、そのような意味では通級という言葉は残ります。

Q2: 小学校高学年から中学校になると、思春期で他人に知られるのを嫌がり、土曜日や放課後に実施してほしいという声が多いのですが、そのような巡回指導の日時についての要望に対応してもらえるのでしょうか？

A: (指導部 特別支援教育指導課)

都教育委員会は、平成28年度から、公立小学校での発達障害の児童に対する巡回指導の導入を開始します。土曜日の指導は、拠点校及び巡回校の両校が授業日となっていれば行うことができます。また、教員の勤務時間内においては、放課後に指導を行うことも可能です。在籍学級等での授業に加えて指導を受けることとなりますので、児童の負担が過重にならないように十分配慮をしていくことが必要です。

公立中学校への巡回指導の導入については、今後検討していきます。

Q3: 通級の先生の人数を決めるのは、区市町村と都教委、どちらですか？

①区市町村立学校の教員の人数は、どのような基準や仕組みで決まっているのですか？

②小1プロブレム・中1ギャップについて「都独自の加配」と聞きますが、どういう意味ですか？

③「巡回指導の教員」の人数は、どのような位置づけになりますか？ 人数はどのような基準や仕組みで決まるのですか？

A①: (人事部 人事計画課)・・・標準法と義務教育国庫負担金

教職員定数については、国の基準に基づく都の教職員定数配当基準により算定しています。

②: (人事部 人事計画課)・・・「都単」

教職員定数は、国の基準に基づく都の教職員定数配当基準により算定していますが、「都独自の加配」とは都教育委員会が、都独自に教員を加配しているものです。

③: (都立学校教育部 特別支援教育課)

特別支援教室の巡回指導教員の配置人数は、各区市町村の指導児童数に応じて算定します。

Q4: 3の(5)にもあるのですが、通級には定員があり希望しても利用できない児童がいましたが、特別支援教室は希望すれば全員が利用できるのですか？ 巡回チームが何校に何人と決まっていて、その中のある学校で利用者がとても多かった場合、巡回する教員の数が足りなくなるという事はありませんか？

A: (都立学校教育部 特別支援教育課)

特別支援教室の導入により、より多くの児童が指導を受けられるようになると考えています。

また、拠点校と巡回校からなるグループは、各区市町村が、その実情に応じて編成するため、指導児童数の変動についても、各区市町村が実情に応じて対応することになります。

Q5: 「学級」と「教室」の違いがよく分かりません。東京都教育委員会で、親に向けて説明の機会を設けていただけないでしょうか？

A: (都立学校教育部 特別支援教育課)

都教育委員会は特別支援教室の導入に向けて、すべての区市町村教育委員会の教育長をはじめ、事務担当者にも説明会等の場で説明し、区市町村教育委員会を通じて、保護者や学校関係者の質問にも答えるとともに、意見、要望を伺っています。今後も、学校設置者である区市町村教育委員会に対し、説明を行うとともに、都民への周知も図っていきます。

Q6: 3の(2)の回答は、巡回する教員と在籍校の学級担任と一緒に学習指導プランを作成すると捉えてよいのですか？

A: (指導部 特別支援教育指導課)

学校生活支援シート(個別の教育支援計画)及び個別指導計画については、在籍学級の担任と巡回指導教員が連携して作成することが効果的だと考えます。巡回指導における指導計画は個別指導計画に基づき、巡回指導教員が作成しますが、特別支援教室での指導の内容・方法や成果を在籍学級担任が把握することで、より一層指導の効果が高まると考えます。

以上